

令和 3 年 3 月 23 日

議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

下郷町農業委員会 令和３年３月定例総会議事録

招 集年月日	令和３年３月２３日									
開催年月日	令和３年３月２３日									
召集の場所	下郷町役場正庁									
本日の会議	開会	令和３年３月２３日 午後１時３０分					議長	渡 部 功		
	閉会	令和３年３月２３日 午後１時４８分					議長	渡 部 功		
応 招 委 員	1 番	湯	田	吉	春	2 番	星	正 喜		
	3 番	渡	部	道	夫	4 番	玉	川	勝	久
	5 番	大	竹	貫	一	6 番	佐	藤	行	正
	7 番	星			希	8 番	渡	部	友	之
	9 番	渡	部	博	行	1 0 番	佐	藤	輝	男
	1 1 番	渡	部		功					
不応招委員	なし									
出 席 委 員	1 番	湯	田	吉	春	2 番	星	正 喜		
	3 番	渡	部	道	夫	4 番	玉	川	勝	久
	5 番	大	竹	貫	一	6 番	佐	藤	行	正
	7 番	星			希	8 番	渡	部	友	之
	9 番	渡	部	博	行	1 0 番	佐	藤	輝	男
	1 1 番	渡	部		功					
欠 席 委 員	なし									
議事録署名委員	2 番 星 正 喜					3 番 渡 部 道 夫				
農業委員会等に関する法律第 32 条の規定により報告等のため出席した者の職氏名										
本会議に職務のため出席した者の職指名	事務局長 大 竹 浩 二					会計年度任用事務補助員 佐 藤 兼 也				
議 事 日 程	別紙のとおり									
会議に付した事件名	別紙のとおり									
会 議 の 経 過	別紙のとおり									

令和3年3月定例総会議事日程

期 日：令和3年3月23日（火）午後1時30分開会

開 会

開 議

会務報告

日程第1 議事録署名委員の指名
2番 星 正 喜
3番 渡 部 道 夫

日程第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

散 会

閉 会

(会議の経過)

○議長（渡部 功会長） 開会に先立ちまして、ご連絡いたします。

本会議終了後に農業委員会互助会会議および協議検討会を開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また本日は、全農地利用最適化推進委員は参集しておりませんので、ご連絡をいたします。

只今の出席農業委員は 11 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから下郷町農業委員会、令和 3 年 3 月定例総会を開会いたします。

これから会議を開きます。（午後 1 時 3 0 分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局より会務の報告を順次行います。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） （会務の報告）

○議長（渡部 功会長） これで会務の報告を終わります。

日程第 1 議事録署名委員の指名

○議長（渡部 功会長） 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第 8 条の規定により、2 番、星 正喜委員、3 番、渡部道夫委員を指名いたします。なお、両委員には、本定例総会における議事録についての署名をお願いいたします。

日程第 2 議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

○議長（渡部 功会長） 日程第 2、議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての件を議題とします。

なお、資料事前配布により議案の朗読を省略します。

次に議案および検討事項の説明を求めます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長(大竹浩二事務局長) 議案第 17 号について説明させていただきます。

議案書の方のページ 1 をお開きください。

農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございますが、当事者は、譲渡人が [REDACTED]、[REDACTED]。譲受人が [REDACTED]、[REDACTED] であります。

許可を受けようとする土地は [REDACTED] の登記地目が田で、現況は荒地、面積は 199 m²となっております。申請内容は売買による所有権移転であります。

続きまして、議案資料の方のページ 4 をお開きください。こちらの上段側、番号 12 という方が議案第 17 号となっておりますが、すいません、一点訂正がございます。

申請事由っていう欄の、譲渡人は所有している農地を譲受人に売買贈与し、とありますが、申しわけありません。売買譲渡しです。大変申しわけございませんでした。訂正方よろしくをお願いします。

説明の方に戻らせていただきますが、経営面積の欄をご覧ください。

譲渡人、[REDACTED] は 8,817 m² の農地を所有しておられますが、もともと相続により所有しているものであり、農家経営はされていないことから、そのうちの 1 筆、199 m² を地元の [REDACTED] へ売買による所有権移転を行い、譲受人の [REDACTED] は、経営規模拡大のため、この度の許可申請にいたったものであります。

続きまして、この議案資料のページ 13 をお開きください。

こちらは位置図となっておりますが、当該農地は [REDACTED] になっており、その隣接する田を小山敏喜氏が所有、耕作をしており、所有権移転により一体化した効率的な耕作が行われることとなります。

次に検討事項の説明をさせていただきます。

議案資料の、戻りまして、ページ 1 をお開きください。

こちらは、農地法第 3 条第 2 項を抜粋したものでございまして、審査要件はこれに適用しないことが条件となります。

ページ 2 をお開きください。

こちらは現地調査等により、先ほどの農地法第 3 条第 2 項の要件に対してまとめたものでありまして、すべての項目において適用しないか、該当しな

いものと考えられますが、なお、ご参考にいただきご審議いただきたく
お願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（渡部 功会長） 次に、当該許可申請は、塩生地区担当の[]
[]が当事者でありますことから、現地調査を地区担当農業委員の佐藤行正
委員に行っていただきましたので、佐藤行正委員より調査結果の報告を求め
ます。

○農業委員（佐藤行正委員） はい。塩生地区担当農業委員の佐藤行正です。

3月9日午前10時より、事務局と私で譲受人の[]の立会いの
もと、現地で調査を行ったところ、譲渡人は県外在住であり、当農地の耕作
および管理はできないこと、譲受人の[]は地元の塩生の方で、家
族経営による耕作面積の効率的拡大であり、農地法に定める基準には該当し
ないことを確認しましたので、報告いたします。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（渡部 功会長） ただいまの事務局説明および佐藤行正委員からの報告
について質疑、ご意見等ございませんか。発言のある方は挙手を願います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（渡部 功会長） 質疑がないものと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請についての
件を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（渡部 功会長） 全員賛成でありますので、議案第17号は原案のと
おり許可するものと決定されましたので、申請を許可することといたします。

日程第3 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（渡部 功会長） 日程第3、議案第18号 農地法第3条の規定による
許可申請についての件を議題といたします。

なお、議案の朗読を省略します。

次に議案および検討事項の説明を求めます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） 議案書の方のページ2をお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請についてでございますが、当事者は、譲渡人が[REDACTED]、[REDACTED]。譲受人が[REDACTED]、[REDACTED]であります。

許可を受けようとする土地は[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の4筆で、登記地目、現況ともに田であり、総面積は7,621 m²です。申請内容は、5年間の賃貸権設定です。

議案資料のページ4をお開きください。このページの下側、番号13の方が議案第18号となっております。

経営面積の欄をご覧ください。

譲渡人の[REDACTED]は48,498 m²の農地を経営しておられますが、高齢により耕作希望者に4筆の田、7,621 m²の賃貸権設定を行うものであり、譲受人の[REDACTED]は、様々な事情により居住地での農業経営ができないことから、通勤可能な当町へ耕作の場を求め、当農業委員会の斡旋により、[REDACTED]で培った技術を生かし、出作にて「ゆり」栽培を行うものであります。

続きましてページ23をお開きください。

こちらは、他市町村からの出作となり、当町による農地利用は初めてとなりますことから、営農計画書の提出をいただいたものであります。シンテッポウユリという品種の花弁栽培が行われることとなり、J A会津よつばや町の花弁部会との話し合いも進められているところであります。

次にページ25をお開きください。

こちらは他市町村で農業経営を行っているという証明となる耕作証明書であります。

なお、この証明では、須賀川市で「ゆり」栽培をしていることは確認できませんが、諸事情により農地を手放している関係からであります。

この事情については、個人情報等の関係から公にお話しすることはできませんが、もともと県南会津農林事務所農業振興普及部地域農業推進課長さんからの紹介で、大規模な花弁栽培を行っていたこと、信用性のある方であるとのことで、町農林課を経由し、皆様方にも空き農地の照会をお願いした経緯があるものであります。

次に検討事項の説明であります。議案資料のページ、戻っていただきまして、ページ3をお開きください。

要件は議案第17号と同様となりますが、事前確認の結果、すべての項目において適用しない、もしくは該当しないものと考えられますが、なお、参考にしてご審議いただきたくお願いいたします。位置図はページ22に添付してございます。

続きまして報告についてですが、本来は地区担当の農業委員立会いのもと、農地利用最適化推進委員の現地確認等を行うものであります。農地紹介の際に、担当の農業委員と事務局および農林課職員によって現地調査等を行っておりまして、当人からの聞き取り等も農業委員の皆様にも農地紹介を行う前に事務局で十分に行ってきたこと、更には譲渡人と譲受人との賃貸借契約の協議、押印にも町農林課および事務局で立ち会ったことなどから、現地調査を省略させていただき、事務局からの報告ということでご了承いただきたくお願いいたします。

なお、このことにつきましては、地区担当の大竹貫一農業委員および地区担当の和田山秀男推進委員には文書をもって説明をさせていただいておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡部 功会長） ただいまの事務局説明および報告について質疑、ご意見等ございませんか。発言のある方は挙手願います。ございませんか。

○農業委員（星 正喜委員） はい。

○議長（渡部 功会長） はい、2番。

○農業委員（星 正喜委員） これ、農地関係、直接関係ないですけども居住はどういうふうになってんですか。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） はい。居住については、今の住所地に居住を続け、通勤により耕作を行う予定ということになっております。

私、農業委員会の事務局長の立場といたしまして、それからさらには農林課の方からも、やはり補助を受けた方が有利な農業経営ができるということで、こちら側への転入を進めたところでございますが、家庭事情もございまして、ちょっとまだ、こちらの転入にまで至らないということでございました。

以上でございます。

○農業委員（星 正喜委員） はい。

○議長（渡部 功会長） その他ございませんか。なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての件を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（渡部 功会長） 全員賛成でありますので、議案第 18 号は原案のとおり許可するものと決定されましたので、申請を許可することといたします。

以上で、3 月定例総会の本会議に付された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

（午後 1 時 4 8 分）

農業委員会等に関する法律第 3 3 条の規定により署名する。

令和 3 年 3 月 2 3 日

下郷町農業委員会 会長

同 署名委員

同 署名委員